

要 望 書

全国市議会議長会は、平成26年度税制改正・地方財政対策等に関する要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成25年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 佐 藤 祐 文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 梅 原 健 治
(魚津市議会議長)

1. 平成26年度税制改正について

地方財政は、社会保障などの財政需要の増加により、平成25年度において13.3兆円に上る巨額の財源不足が生じるなど、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、今後も住民に欠かすことのできない行政サービス等を安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成26年度税制改正に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 重点要望事項

- (1) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産に係る固定資産税は、税収が1.6兆円程度で安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、「機械及び装置」に係る課税を含め現行制度を堅持すること。
- (2) 自動車取得税・自動車重量税の税収のうち5,000億円程度は、地方自治体の非常に貴重な税財源となっている。このため代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (5) 消費税率（国・地方）の引上げによる地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じるとされているが、その具体的な制度設計等の検討に当たっては、地方自治体の意見を十分に踏まえて行うこと。

2. 地方税源の充実確保

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 法人住民税は、均等割の税率を見直すこと。
- (4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (5) 軽自動車税等の定額課税の税率を引き上げるとともに、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について見直しを行うこと。

3. 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

基地交付金・調整交付金は、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

4. 政令指定都市、中核市・特例市に対する税制上の特例措置の充実等

- (1) 政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。
また、中核市・特例市については、事務配分の実態に即した税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しに当たり政令指定都市に生じる教職員の給与負担等については、所要全額を都道府県からの税源移譲により財政措置すること。

5. 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

また、管理が不十分な空き家が全国的に増加していることから、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から、空き家を除外すること。

6. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

7. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2. 平成26年度地方財政対策について

基礎自治体である市が、今後も住民に欠かすことのできない行政サービスを安定的に行うとともに地域経済の活性化を図るためには、地方一般財源総額を確保する必要がある。

特に、地方の固有財源である地方交付税は、財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額の確保が不可欠である。

よって、国においては、平成26年度地方財政対策に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 重点要望事項

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障などの財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。
- (2) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算を堅持すること。
- (3) 財源不足については、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率引上げにより対応すること。

2. 地方財源の充実確保

- (1) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
また、地方財政計画の給与関係経費及び地方公務員給与に係る地方交付税の額の算定方法を復元すること。
- (2) 全国の防災・減災事業については、東日本大震災分の地方財政計画において、所要の一般財源として確保すること。

3. 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

4. 「地方共有税」への変更

地方交付税は、地方の固有財源である。このことを明確化するため、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

5. 地方自治体の財政運営の予見可能性向上

地方自治体の財政運営の予見可能性を向上させるため、地方財政計画の策定過程において早期の情報提供を行うとともに、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図ること。

6. 国による確実な財政措置の実施等

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、国が制度創設や制度改正を行う際には、事務費を含め全額国費負担とすること。

7. 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」において十分協議を行った上で決定すること。

3. 平成26年度地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

また、社会資本整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金を確保するとともに、老朽化した公共施設や公用施設の改修に係る地方債措置を拡充すること。

2. 公的資金補償金免除繰上償還の継続等

公的資金補償金免除繰上償還について、特定被災地方公共団体に限定せずすべての地方自治体を対象とするとともに、対象要件を緩和した上で措置を継続すること。

また、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

4. 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

4. 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

5. 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2. 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

